



新施設制度のご案内



— 病理医がいる全ての医療機関を日本病理学会認定施設として認定 —

— これまでの認定・登録施設から『日本病理学会認定施設 S、A、B、C』へ —

日本病理学会は、専門医研修のためのみならず広く国民に病理診断を周知することを目的に、現在の施設制度を終了し、新施設制度での認定を開始します。新施設制度では、日本専門医機構の研修プログラムにおける基幹施設、連携施設を認定する基準を病理学会で制定すると同時に、国民に適切な医療を提供するための病理診断を行っている医療機関を認定します。

POINT

1

認定施設は4つのカテゴリーに区分

新施設名称

「日本病理学会認定施設 **S、A、B、C**」

申請によりいずれかの区分で認定

POINT

2

現制度の登録施設制度とは異なり
各施設が単独で
申請可能



POINT

3

常勤・非常勤問わず病理医が関わっている
医療機関（剖検室の無い施設や病理診断科
クリニック等）も広く認定対象とします

POINT

4

日本専門医機構の研修プログラム施設
（基幹、連携、関連）になるためには
認定が必要です



POINT

5

院内掲載可能な認定証発行
病理学会ホームページにも掲載

POINT

6

新施設制度は
2027年4月1日より認定開始
（現制度の認定期間は
2027年3月31日で終了）



認定基準の詳細はこちらからご確認ください ▶▶▶

https://www.pathology.or.jp/senmoni/ninteishisetsu_new251112.pdf



初回認定までのスケジュール（予定）

2026年9月1日～10月31日

申請受付期間

2027年2月中旬～3月末まで

審査を経て認定証送付

2027年4月1日

認定開始・認定施設一覧をHP掲載

■新規認定料・更新料：10,000 円

■認定期間：3 年間

■認定証の発行：有

■年報登録：必須

■NCD 剖検登録：剖検実施施設は必須

申請に関する詳細なご案内は 2026 年 6 月頃に
日本病理学会 HP に掲載予定です。

【問い合わせ先】 一般社団法人 日本病理学会事務局 TEL: 03-6206-9070
E-mail: jsp.office@pathology.or.jp HP: <https://www.pathology.or.jp/>